



独占禁止法の一部改正法案(概要)

～課徴金制度等の見直し方針～

平成 3 1 年 3 月
公正取引委員会

現状の課題と見直し方針



現状の課題

現行の課徴金制度が一律かつ画一的に算定・賦課するものであるため、

- 事業者が公正取引委員会の調査に協力した度合いにかかわらず一律の減算率となる
- 違反行為の実態に応じて適切な課徴金を課することができない

見直しの方針

- 公正取引委員会の調査に協力するインセンティブを高める仕組みを導入し、事業者と公正取引委員会の協力による効率的・効果的な実態解明・事件処理を行う領域を拡大するとともに、複雑化する経済環境に応じて適切な課徴金を課せるよう、独占禁止法を改正する。

見直しの効果

- 事業者と公正取引委員会が、対立した関係ではなく、同じ方向を向いて協力して独占禁止法違反行為を排除
 - 複雑な経済環境に応じた必要十分な課徴金の賦課の実現による独占禁止法違反行為に対する抑止力向上
- ➡ 公正で自由な競争による我が国経済の活性化と消費者利益の増進

参考：閣議決定等

産業競争力の強化に関する実行計画（2018年版）（平成30年2月6日閣議決定）

- 法執行の実効性をより高め、違反行為を抑止するため、課徴金制度の見直しについて検討を進め、独占禁止法改正法案の提出を視野に、必要な措置を講ずる。

独占禁止法研究会の提言（平成29年4月25日）

- 一層進展する事業者の経済活動や企業形態のグローバル化・多様化・複雑化や、経済・社会環境の不断の変化に対応するためには、また、事業者に調査協力インセンティブを与えるためには、法定された客観的な算定・賦課方式に従って一律かつ画一的に課徴金を算定・賦課する硬直的な課徴金制度を見直し、課徴金制度に一定の柔軟性を認めることが適当

※平成28年2月～平成29年3月まで15回開催。岸井大太郎法政大学法学部教授（座長）ほか、学識経験者、経済団体、消費者団体、弁護士団体等15名が参加

課徴金制度の見直しの内容



現行の課徴金制度(不当な取引制限)

算定基礎

対象商品・役務の売上額
(算定期間:最長3年)

×

算定率

一定率
(基本10%)

−

減免額

課徴金減免制度による減免
(減免率は申請順位のみで決定)

課徴金の額

=

算定基礎

●算定期間の延長等

- 調査開始日の10年前まで遡れるようにする(現行は最長3年)とともに、除斥期間を7年に延長(現行5年)
- 資料の散逸等により一部の売上額が不明な場合の課徴金の算定基礎(売上額等)の推計規定を整備

●算定基礎の追加

- 違反行為により不当利得が生じている次のものを対象に追加
 - ✓ 対象商品・役務を供給しないことの見返りとして受けた経済的利得(談合金等)
 - ✓ 対象商品・役務に密接に関連する業務(下請受注等)によって生じた売上額
 - ✓ 違反事業者から指示や情報を受けた一定のグループ企業(完全子会社等)の売上額

●調査開始日前に違反事業を承継した子会社等への課徴金の賦課(現行は調査開始日以後の承継のみ)

算定率

●中小企業算定率

- 適用対象を実質的な中小企業に限定

●業種別算定率

- 廃止(基本算定率に一本化)

●軽減算定率

- 早期離脱に対する軽減算定率の廃止

●割増算定率

- 主導的役割の種類の追加
 - ✓ 調査妨害行為(隠蔽・仮装)の要求等についても適用
- 繰り返し違反の適用対象の整理
 - ✓ 最初の課徴金納付命令等よりも前に、同時並行する違反行為を取りやめた場合を除外
- ✓ 過去10年以内に課徴金納付命令等を受けた完全子会社の親会社や違反事業者から違反事業を承継した事業者による違反行為についても適用

※ 算定期間の延長、業種別算定率の廃止等は、私的独占・不公正な取引方法の課徴金制度についても改正

課徴金制度の見直しの内容



課徴金減免制度

●改正後

調査開始	申請順位	申請順位に応じた減免率	協力度合いに応じた減算率
前	1位	全額免除	+最大40%
	2位	20%	
	3～5位	10%	
	6位以下	5%	
後	最大3社(注)	10%	+最大20%
	上記以下	5%	

- 申請順位に応じた減免率に、事業者の実態解明への協力度合い(事業者が自主的に提出した証拠の価値)に応じた減算率を付加
- 申請者数の上限を撤廃(全ての調査対象事業者に自主的な調査協力の機会あり)
- 事業者による協力の内容と公正取引委員会による減算率の付加について両者間で協議

【参考】現行制度

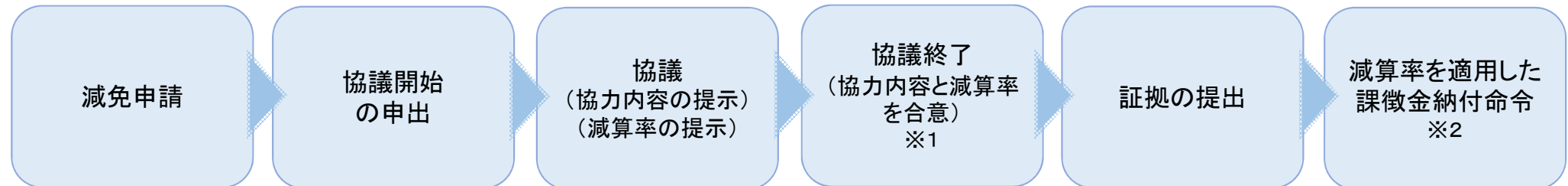
調査開始	申請順位	申請順位に応じた減免率
前	1位	全額免除
	2位	50%
	3～5位	30%
	6位以下	
後	最大3社(注)	30%
	上記以下	

- 減免率は、申請順位に応じて決定(固定値)。減免率に、事業者の実態解明への協力度合いは反映されない。
- 申請者数は最大5社までに限定

(注)調査開始日前と合わせて5位以内である場合に適用

課徴金減免制度(続き)

●協議の流れ



※1 仮に、協議が不調に終わった場合、協議中の事業者の説明内容を記録していたとしても、それ自体は証拠にならない。

※2 事業者が協議において提示した協力行為を実施した場合、公正取引委員会は提示した減算率を適用する(事業者が減免失格事由に該当する場合は、申請順位に応じた減免率も協力度合いに応じた減算率も適用はなくなる。)

●協力内容(事業者が自主的に提出する証拠等)の評価方法に係るガイドラインを整備

ガイドライン整備の方向性

- ❑ 協力内容(事業者が自主的に提出する証拠等)について、証拠の内容等が実態解明にどの程度資するかを評価することを示す。
- ❑ 証拠の内容について、評価対象となる情報(カルテル・入札談合の対象商品・役務、受注調整の方法、参加事業者、実施時期、実施状況等)を示し、その内容に応じた評価をすることを示す。

その他の改正事項

- 課徴金の延滞金利率の引下げ
- 検査妨害罪の法人等に対する罰金額の上限の引上げ
- 犯則調査手続における電磁的記録の証拠収集手続の整備 等

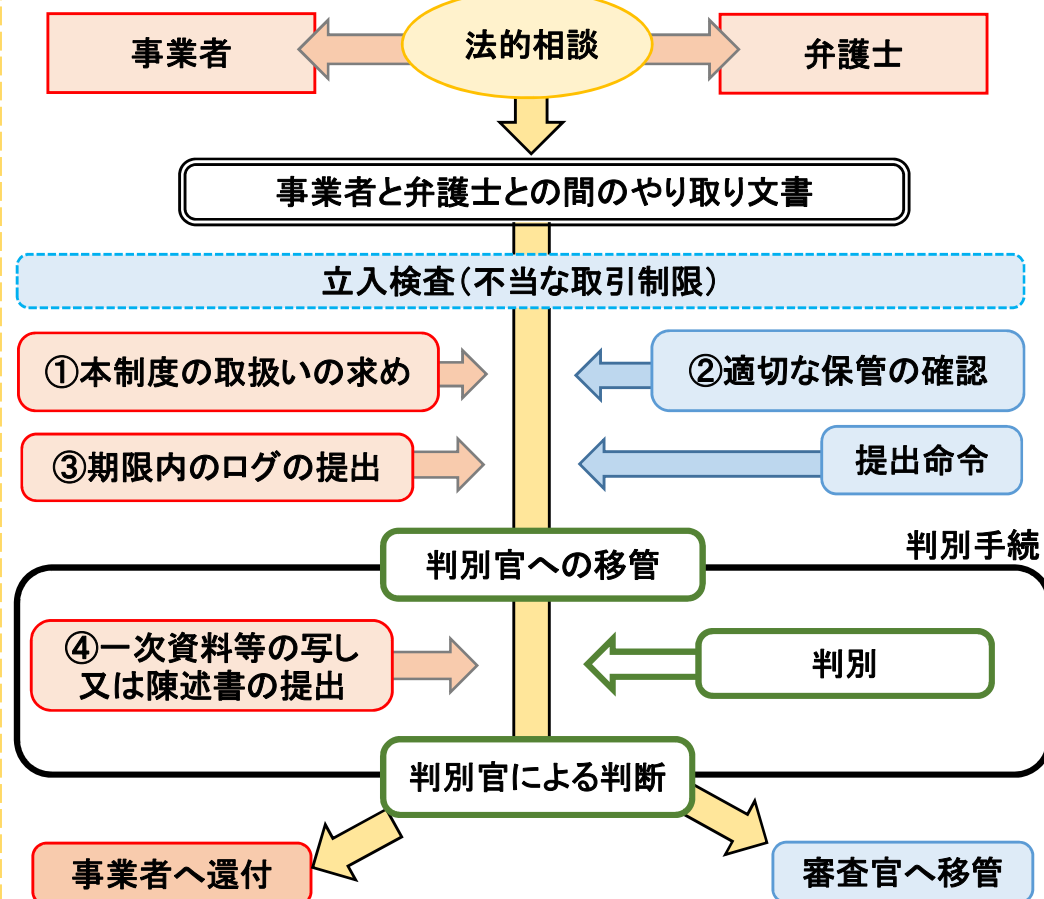
新たな課徴金減免制度をより効果的に機能させるための取組



いわゆる弁護士・依頼者間秘匿特権への対応

新たな課徴金減免制度をより機能させるとともに、外部の弁護士との相談に係る法的意見等についての秘密を実質的に保護し、適正手続を確保する観点から、不当な取引制限の行政調査手続を対象として、次の内容を独占禁止法第76条に基づく規則、指針等によって整備

本制度の流れ



概要:

- 不当な取引制限に関する法的意見について事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容を記載した文書で、下記の要件を満たすことが確認されたものは、審査官がアクセスすることなく、速やかに事業者へ還付
- 弁護士相談前から存在する資料(一次資料)、相談の基礎となる事実を収集し取りまとめた資料(事実調査資料)等は本制度の対象外

要件:

- ①提出命令時に、事業者が本制度の取扱いを求めること。
- ②適切な保管がされていること。
- ③提出命令後、一定期限内に、文書ごとに、作成日時、作成者・共有者の氏名、物件の属性、概要等を記載した文書(ログ)を提出すること。
- ④本制度の対象外の資料が含まれている場合には、その内容を報告すること。

濫用防止措置(判別手続):

事業者から本制度の取扱いの求めがあった文書につき、判別官は上記の要件(特に③・④)を満たすか確認

供述聴取後のメモ作成

課徴金減免申請者の従業員等は、供述聴取終了後その場でメモを作成することができることを「独占禁止法審査手続に関する指針」(平成27年12月)に追記